

◎千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書

(略称) 一九七九年の船荷証券改正議定書

前文	昭和五十四年十二月二十一日 平成五年二月十四日	プラッセルで作成 効力発生
第一条 議定書の適用	昭和五十九年三月十三日	署名
第二条 1 条約第四条5(a)の改正 2 条約第四条5(d)の改正	平成四年五月十二日	国会承認
第三条 解釈又は適用に関する紛争の解決	平成五年二月二十三日	批准の閣議決定
	平成五年三月一日	批准書寄託
	平成五年三月十二日	公布及び告示
	平成五年六月一日	我が国について効力発生 (条約第三号及び外務省告示第一二〇〇号)

第四条 宣言及び留保の撤回	一四二
第五条 開放	一四二
第六条 批准書寄託	一四三
第七条 加入	一四三
第八条 効力発生	一四三
第九条 廃棄	一四四
第十条 適用する領域の宣言	一四五
第十二条 通報	一四五
末文	一四五
前文	一四六
第一条 1 条約第三条4の追加	一四六
第二条 2 条約第三条6の改正	一四六
第三条 3 条約第三条6の2の追加	一四六
第四条 4 条約第九条の改正	一四六
第五条 5 条約第十条の改正	一四七
第六条 6 規定を適用する義務	一四九
第七条 7 条約の廃棄	一五〇
第八条 8 仲裁	一五一
第九条 9 宣言及び留保の撤回	一五二
第十条 10 開放	一五二

第十一條 批准	一五二
第十二條 加入	一五三
第十三條 効力発生	一五三
第十四条 廃棄	一五三
第十五条 領域の適用	一五四
第十六条 実施	一五四
第十七条 通報	一五四
末文	一五五

千九百六十八年二月二十三日この議定書によつて改訂された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改訂する議定書

Protocol amending
the International Convention
for the unification
of certain rules of law
relating to bills of lading,
25 August 1924
as amended by the Protocol
of 23 February 1968

The Contracting Parties to the present Protocol,

Being Parties to the International Convention for the unification of certain rules of law relating to bills of lading, done at Brussels on 25th August 1924, as amended by the Protocol to amend that Convention, done at Brussels on 23rd February 1968,

have agreed as follows:

Article I

For the purpose of this Protocol, «Convention» means the International Convention for the unification of certain rules of law relating to bills of lading and its Protocol of signature, done at Brussels on 25th August 1924, as amended by the Protocol, done at Brussels on 23rd February 1968.

この議定書の締約国は、
千九百六十八年二月二十三日にアラッセルで作成された議定書によつて改訂された千九百二十四年八月二十五日にアラッセルで作成された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

第一条

条約第四
改正
条5(a)の

1 条約第四条5(a)を次のよう改め。

改正

条約第四

条5(d)の

2

条約第四条5(d)を次のよう改め。

改正

(a) 物品の性質及び価額が荷送人による船積み前に通報され、かつ、その通告が船荷証券に記載されてい場合を除くほか、運送人及び船舶は、いかなる場合においても、当該物品の又は当該物品に関する滅失又は損害については、一包若しくは一単位につき六百六十六・六七計算単位又は滅失若しくは損害に係る物品の総重量の一キログラムにつき一計算単位のいずれか高い方の額を超えて責任を負わない。

改正

条約第四条5(d)を次のよう改め。

(d) いの条について計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。(a)の規定による金額は、訴訟が係属する裁判所の属する国の法令で定める日におけるその国の通貨の価値を基準として、その国の通貨に換算する。

国際通貨基金の加盟国である国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金の操作及び取引のために国際通貨基金の適用する評価方法であつて換算の日における効力を有していものによる計算する。国際通貨基金の加盟国でない国の通貨の特別引出権表示による価値は、その国の定める方法により計算する。

Article II

1. Article 4, paragraph 5, a) of the Convention is replaced by the following:

«a) Unless the nature and value of such goods have been declared by the shipper before shipment and inserted in the bill of lading, neither the carrier nor the ship shall in any event be or become liable for any loss or damage to or in connection with the goods in an amount exceeding 666.67 units of account per package or unit or 2 units of account per kilogramme of gross weight of the goods lost or damaged, whichever is the higher.»

2. Article 4, paragraph 5, d) of the Convention is replaced by the following:

«d) The unit of account mentioned in this Article is the Special Drawing Right as defined by the International Monetary Fund. The amounts mentioned in sub-paragraph a) of this paragraph shall be converted into national currency on the basis of the value of that currency on a date to be determined by the law of the Court seized of the case.

The value of the national currency, in terms of the Special Drawing Right, of a State which is a member of the International Monetary Fund, shall be calculated in accordance with the method of valuation applied by the International Monetary Fund in effect at the date in question for its operations and transactions. The value of the national currency, in terms of the Special Drawing Right, of a State which is not a member of the International Monetary Fund, shall be calculated in a manner determined by that State.

国際通貨基金の加盟国でない、かゝらず、他の国が今迄は前記の規定を適用することができない国は、千九百七十九年の議定書の批准若しくは同議定書への加入の時又はその後いつでも、自国の領域において適用するの条約にいう責任の限度額を次のとおり定めることを許す」とができます。

- (i) (a) にいう六百六十六・六七換算単位につけば、
一
万貨幣単位
- (ii) (a) にいう「計算単位」につけば、二十貨幣単位

(i) 及び(ii)にいう貨幣単位とは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいふ。i) 及びii)の規定による金額の当該国の通貨への換算は、当該国の法令の定める所によつて行は。

前記の規定による計算及び換算は、(a)にいう計算單位で表示されたる金額と可能な限り同一の実質価値が当該国の通貨で表示されるように行は。

当該国は、計算の方法又は換算の結果を、千九百七十九年の議定書の批准書又は加入書を寄託する時に寄託者に通報する。当該国は、また、当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合には、つやも、その変更を寄託者に通報する。

Nevertheless, a State which is not a member of the International Monetary Fund and whose law does not permit the application of the provisions of the preceding sentences may, at the time of ratification of the Protocol of 1979 or accession thereto or at any time thereafter, declare that the limits of liability provided for in this Convention to be applied in its territory shall be fixed as follows:

- i) in respect of the amount of 666.67 units of account mentioned in sub-paragraph (a) of paragraph 5 of this Article, 10,000 monetary units;
- ii) in respect of the amount of 2 units of account mentioned in sub-paragraph (a) of paragraph 5 of this Article, 30 monetary units.

The monetary unit referred to in the preceding sentence corresponds to 65.5 milligrammes of gold of millesimal fineness 900'. The conversion of the amounts specified in that sentence into the national currency shall be made according to the law of the State concerned.

The calculation and the conversion mentioned in the preceding sentences shall be made in such a manner as to express in the national currency of the State as far as possible the same real value for the amounts in sub-paragraph (a) of paragraph 5 of this Article as is expressed there in units of account.

States shall communicate to the depositary the manner of calculation or the result of the conversion as the case may be, when depositing an instrument of ratification of the Protocol of 1979 or of accession thereto and whenever there is a change in either.»

第三条

解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉による解決するに付されねば、これが紛争当事国の要請によつて、仲裁に付せられ。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合は、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託する。

第四条

- (1) 各締約国は、この議定書の署名若しくは批准又はこの議定書への加入の際に、前条の規定に拘束されない旨を聲明すれば、これがである。
- (2) (1)の規定に基づき保留をせつた締約国は、ベルギー政府に対する通知によつて、いつでもその保留を撤回する。

第五条

この議定書は、一千九百二十四年八月二十五日の締約国は、一千九百六十八年二月二十二日の議定書に署名した國又は条約の締約国による署名のために開放しておる。

Article IV

Any dispute between two or more Contracting Parties concerning the interpretation or application of the present Protocol, which cannot be settled through negotiation, shall, at the request of one of them, be submitted to arbitration. If within six months from the date of the request for arbitration the Parties are unable to agree on the organisation of the arbitration, any one of those Parties may refer the dispute to the International Court of Justice by request in conformity with the Statute of the Court.

Article V

宣言及び
留保の撤回

This Protocol shall be open for signature by the States which have signed the Convention of 25 August 1924 or the Protocol of 23 February 1968 or which are Parties to the Convention.

開放

第六条

批准書寄
託

- (1) この議定書は、批准されなければならぬ。この
条約の締約国でない國によるこの議定書の批准は、条約の
批准の効果を有する。

- (2) 批准書は、ベルギー政府に寄託する。

第七条

- (1) 第五条に規定された國は、この議定書は加入する。
とがである。

- (2) この議定書への加入は、条約への加入の効果を有する。

- (3) 加入書は、ベルギー政府に寄託する。

第八条

効力発生

- (1) この議定書は、五の批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月
で効力を生ずる。

- (2) 五種の寄託の後この議定書を批准し又は加入す
る國に於ては、この議定書は、その國による批准書又は加
入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

Article VI

(1) This Protocol shall be ratified.

(2) Ratification of this Protocol by any State which is not
a Party to the Convention shall have the effect of ratifica-
tion of the Convention.

(3) The instruments of ratification shall be deposited
with the Belgian Government.

Article VII

(1) States not referred to in Article V may accede to this
Protocol.

(2) Accession to this Protocol shall have the effect of ac-
cession to the Convention.

(3) The instruments of accession shall be deposited with
the Belgian Government.

Article VIII

(1) This Protocol shall come into force three months af-
ter the date of the deposit of five instruments of ratification
or accession.

(2) For each State which ratifies this Protocol or accedes
thereto after the fifth deposit, this Protocol shall come into
force three months after the deposit of its instrument of ra-
tification or accession.

廃棄

言

第九条

適用する
領域の宣
言

- (1) いづれの締約国も、ベルギー政府に対する通知によつて、この議定書を廃棄することができる。
(2) 廃棄は、ベルギー政府が(1)の通告を承認した日の後一年で効力を生ずる。

第十条

- (1) 各国は、署名、批准若しくは加入の時に又はその後いつでも、ベルギー政府に対する書面による通告によつて、自身がその国際関係について責任を有する領域のうち、この議定書を適用するものを宣言することができる。この議定書は、ベルギー政府が当該通告を受領した日の後三箇月で、当該通告において特定された領域について適用する。ただし、前項についてこの議定書が効力を生ずる日前には適用しない。
(2) この適用領域の拡大は、条約がこれらの領域にまだ適用されていない場合には、条約についても適用する。
(3) (1)の規定に基づいて宣言を行つたいづれの締約国も、やの後いつでも、ベルギー政府に対する通告によつて、その領域についてこの議定書の適用を終止する旨の声明を行つて、これがわかる。この廃棄は、ベルギー政府が通告を承認した日以後一年で効力を生ずる。

Article IX

(1) Any Contracting Party may denounce this Protocol by notification to the Belgian Government.

(2) The denunciation shall take effect one year after the date on which the notification has been received by the Belgian Government.

Article X

(1) Each State may at the time of signature, ratification or accession or at any time thereafter declare by written notification to the Belgian Government which among the territories for whose international relations it is responsible, are those to which the present Protocol applies. The Protocol shall take effect three months after the date of the receipt of such notification by the Belgian Government extend to the territories named therein, but not before the date of coming into force of the Protocol in respect of such State.

(2) This extension also shall apply to the Convention if the latter is not yet applicable to these territories.

(3) Any Contracting Party which has made a declaration under paragraph (1) of this Article may at any time thereafter declare by notification given to the Belgian Government that the Protocol shall cease to extend to such territories. This denunciation shall take effect one year after the date on which notification thereof has been received by the Belgian Government.

第十一條

ベルギー政府は、署名国及び加入国に於て、次の事項を通報する。

- (1) 第五条から第七条までの規定に基いて行われた署名、批准及び加入
- (2) 第八条の規定に基いて開かれた議定書が効力を生ずる日
- (3) 前条の規定に基いて適用領域に関する通知
- (4) 第一条の規定に基いて宣言及び通報
- (5) 第四条の規定に基いて宣言
- (6) 第九条の規定に基いて行われた廢棄

以上の証拠として、トネは、上記に於けるものに於ける
に署名した。

千九百七十九年十一月二十一日アントワネット・セルディ、ルイ・エマニュエル
文である英語及びフランス語による本書一通を作成した。本書
は、ベルギー政府に寄託するものにして、同政府は、認証原本を
発行する。

Article XI

The Belgian Government shall notify the signatory and acceding States of the following:

- (1) The signatures, ratifications and accessions received in accordance with Articles V, VI and VII.
- (2) The date on which the present Protocol will come into force in accordance with Article VIII.
- (3) The notifications with regard to the territorial application in accordance with Article X.
- (4) The declarations and communications made in accordance with Article II.
- (5) The declarations made in accordance with Article IV.
- (6) The denunciations received in accordance with Article IX.

In witness whereof the undersigned, duly authorized thereto, have signed this Protocol.

Done at Brussels, this 21st day of December 1979, in the English and French languages, both texts being equally authentic, in a single copy which shall remain deposited in the archives of the Belgian Government, which shall issue certified copies.

千九百二十四年八月二十五日にプラッセルで署名された
船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改
正する議定書

前文

締約国は、

千九百二十四年八月二十五日にプラッセルで署名された船荷
証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正すること
が望ましいと考えて、
次のとおり協定した。

第一条

条約第三
条4の追
加条約第三
条6の第
四文の改
正条約第三
条6の第
三文の改
正条約第三
条6の二
の追加

- 1 条約第三条4に次のように加える。
ただし、船荷証券が善意の第三者に譲渡された場合に
は、反証は、認められない。
- 2 条約第三条6の第四文を次のように改める。
6の二の規定に従うことを条件として、運送人及び船舶
は、いかなる場合においても、物品の引渡しの後又は物品
が引き渡されるべきであつた日から一年以内に訴えが提起
されない限り、当該物品に関するすべての責任を免れる。
ただし、この期間は、当事者が訴訟の原因が発生した後に
合意するときは、延長することができる。
- 3 条約第三条6の次に次の二を加える。
6の二 第三者に対する求償の訴訟は、訴訟が係属する裁判
所の属する国の法令により許容されている期間内に提起さ

れたときは、6に定める一年の期間の経過後においても提起することができる。ただし、その許容される期間は、その求償の訴訟を提起する者が損害賠償の支払を行つた日又はその者が自己に対する訴訟において訴状の送達を受けた日から三箇月末満であつてはならない。

第二条

条約第四条5を次のように改める。

- 5 (a) 物品の性質及び価額が荷送人により船積み前に通告され、かつ、その通告が船荷証券に記載されている場合を除くほか、運送人及び船舶は、いかなる場合においても、当該物品の又は当該物品に関する滅失又は損害については、一包若しくは一単位につき一万フラン又は滅失若しくは損害に係る物品の総重量の一キログラムにつき三十フランのいずれか高い方の額に相当する額を超えて責任を負わない。
- (b) 賠償を受けることができる総額は、物品が契約に従つて船舶から荷揚げされ又は荷揚げされるべきであつた時及び場所における当該物品の価額に応じて算定する。
- 物品の価額は、商品取引所の相場に従つて決定し、そのような相場がないときは市場価格に従つて決定し、これらのはずれもないときは同種かつ同品質の物品の正常な価額に応じて決定する。
- (c) コンテナー、パレット又はこれらに類似の輸送用器具

が物品をまとめるために使用される場合には、この5の規定の適用については、これらの輸送用器具に積み込まれたものとして船荷証券に記載されている包又は単位の数をこれらの包又は単位の数とみなし、その記載のない場合には、その輸送用器具を包又は単位とみなす。

(d) フランとは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。裁定された額の国内通貨への換算の日は、訴訟が係属する裁判所の属する国の法令によつて定める。

(e) 損害を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損害の生ずるおそれのあることを認識して行つた運送人の作為又は不作為により損害が生じたことが証明された場合は、運送人及び船舶は、この5に定める責任の制限の利益を受けることができない。

(f) (a)の通告は、船荷証券に記載されている場合には、反証がない限り推定の証拠となるが、運送人にとって拘束力を有し又は確定的なものになることはない。

(g) 運送人、船長又は運送人の代理人と荷送人との間の約定により(a)に定める額と異なる最高額を定めることができ。ただし、そのように定められる最高額は、(a)に定める最高額を下回るものであつてはならない。

(h) 運送人及び船舶は、荷送人が船荷証券中の物品の性質又は価額に関し故意に虚偽の通告をしたときは、いかなる場合においても、当該物品の又は当該物品に関する滅失又は損害については、責任を負わない。

条約第四条と第五条との間に次の二条を加える。

第三条

第四条の二

- 1 この条約に定める抗弁及び責任の限度は、訴訟が契約に基づく場合であるか不法行為に基づく場合であるかを問わず、運送契約の対象とされている物品の滅失又は損害に関する運送人に対するすべての訴訟について適用する。
- 2 1の訴訟が運送人の使用人又は代理人（独立の契約者でないものに限る。）に対して提起されたときは、その使用人又は代理人は、運送人がこの条約に基づいて援用することができる抗弁及び責任の限度を援用することができる。
- 3 運送人及び2に規定する使用人又は代理人から受け取れることができる賠償の総額は、この条約に定める限度を超えることがあつてはならない。
- 4 2及び3の規定にかかるわらず、損害を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損害の生ずるおそれのあることを認識して行つた運送人の使用人又は代理人の作為又は不作為により損害が生じたことが証明された場合には、その使用人又は代理人は、この条の規定を援用することができない。

第四条

条約第九条を次のように改める。

この条約は、原子力損害についての責任を規律する国際条約又は国内法の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

第五条

条約第十
条の改正

条約第十条を次のように改める。

この条約の規定は、船舶運送人、荷送人、荷受人その他
の関係者の国籍のいかんを問わず、次のいずれかのことを条件として、異なる二国にある港の間の物品運送に関するすべての船荷証券について適用する。

船荷証券が締約国で作成されていること。運送が締約国にある港からのものである。

運送が締約国にある港からのものであること。

(c) 船荷証券に含まれている契約又は船荷証券によつて証明されている契約により、この条約の規定又はこの条約の規定を実施しているいずれかの国の法令が当該契約を規律すべきことを定めていること。

各締約国は、前記の船荷証券について、この条約の規定を適用する。

この条の規定は、前記の船荷証券に該当しない船荷証券について、締約国がこの条約の規定を適用することを妨げるものではない。

第六条

規定を適用する義務

条約及びこの議定書は、この議定書の締約国間において、單一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

この議定書の締約国は、条約の締約国ではあるがこの議定書の締約国でない国において作成される船荷証券について、この議定書の規定を適用する義務を負わない。

第七条

条約の廃棄

この議定書のいずれかの締約国が条約第十五条の規定に従つて行う条約の廃棄は、この議定書の締約国間においては、この議定書により改正された条約の廃棄と解してはならない。

第八条

仲裁

条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

宣言及び
留保の撤回

批
准
開
放

第九条

- 1 各締約国は、この議定書の署名若しくは批准又はこの議定書への加入の際に、前条の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において同条の規定に拘束されない。
- 2 1の規定に基づいて留保を付した締約国は、ベルギー政府に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十条

この議定書は、千九百六十八年二月二十三日前に条約を批准し又はこれに加入した国及び第十二回国際海事法外会議（千九百六十七年及び千九百六十八年）に代表者を出したすべての国による署名のために開放しておく。

第十一條

- 1 この議定書は、批准されなければならない。
- 2 条約の締約国でない国によるこの議定書の批准は、条約への加入の効果を有する。
- 3 批准書は、ベルギー政府に寄託する。

第十二条

- 1 第十二回海事法外交会議に代表者を出さなかった国で国際連合の加盟国又は国際連合の専門機関の加盟国であるものは、この議定書に加入することができる。
- 2 この議定書への加入は、条約への加入の効果を有する。
- 3 加入書は、ベルギー政府に寄託する。

第十三条

- 1 この議定書は、総トン数百万トン以上の船腹量を保有する国の少なくとも五の国の寄託を含む十の国による批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
- 2 1に定める効力の発生を確定する批准書又は加入書の寄託の日の後この議定書を批准し又はこれに加入する国については、この議定書は、その国による批准書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第十四条

- 1 いづれの締約国も、ベルギー政府に対する通告により、この議定書を廃棄することができます。
- 2 この廃棄は、条約の廃棄の効果を有する。
- 3 廃棄は、ベルギー政府が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第十五条

領域の適
用

1 いづれの締約国も、署名、批准若しくは加入の時に又はその後いつでも、ベルギー政府に対する書面による通告により、その主権の下にある領域又は自國が国際関係について責任を有する領域のうち、この議定書を適用するものを宣言することができる。

この議定書は、ベルギー政府が当該通告を受領した日の後三箇月で、当該通告において特定された領域について適用する。ただし、当該国についてこの議定書が効力を生ずる日前には適用しない。

2 この適用領域の拡大は、条約がこれらの領域にまだ適用されていない場合には、条約についても適用する。

3 1の規定に基づいて宣言を行つたいづれの締約国も、その後いつでも、ベルギー政府に対する通告により、これらの領域についてこの議定書の適用を終止する旨の宣言を行うことができ。この廃棄は、ベルギー政府が通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。この廃棄は、また、条約についても適用する。

第十六条

締約国は、この議定書に対し法律としての効力を与えることにより、又はこの議定書において採用された規則を自國の国内法令に適する形式でその国内法令に取り入れることにより、こ

の議定書を実施することができる。

第十七条

- ベルギー政府は、第十二回海事法外交会議（千九百六十七年及び千九百六十八年）に代表者を出した国、この議定書に加入了国及び条約の締約国に対し、次の事項を通報する。
- 1 第十条から第十二条までの規定に基づき行われた署名、批准及び加入
 - 2 第十三条の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日
 - 3 第十五条の規定に基づく適用領域に関する通告
 - 4 第十四条の規定に基づき行われた廃棄

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百六十八年一月二十三日にブリッセルで、ひとしく正文であるフランス語及び英語により本書一通を作成した。本書はベルギー政府に寄託するものとし、同政府は、認証原本を発行する。

(参考)

この改正は、千九百六十八年二月二十三日に改正された「千九百二十四年八月二十五日にプラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約（集覽経一IV一七二三及び条約集一一七五一参考）」に定める運送人の責任限度について更に変更を加えて同条約を適用すること等について定めたものである。